

葉山町下水道事業の設置等に関する条例（案）に対する意見募集の結果について

実施期間：平成29年6月22日（木）～平成29年7月21日（金）

意見提出：6件（提出人数：3人）

	頂いたご意見	町の考え方
1	<p>下水道事業を公営企業会計に移行するに際し、「葉山町地方公営企業法適用基本計画」を設け、その基に「生活排水処理基本計画(案)」を位置づけ、役割および目標も変更されるものと認識する。</p> <p>この際、公共下水道特別会計としてあったものをより「見える化」してほしい。また「計画」と「検証」を対比できるものとして欲しい。(下水道特別会計は単年度表記なので経営状況がわかりづらい)</p> <p>すなわち、「繰入金」、「下水道事業債」、「面整備および普及状況と下水道使用料の推移」、「公共下水道整備推進計画」、「下山川・森戸川の水質(の推移)」、「下水道台帳システム」などを関連づけ、一元的に見られるようにしてほしい。</p>	<p>公営企業会計は、地方公営企業法が根拠法となっており、生活排水処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定める一般廃棄物の処理計画に該当します。</p> <p>法適化に伴い導入される企業会計方式では、損益計算書や貸借対照表などの財務諸表を作成することにより、官庁会計では見えづらかった「経営状況」や「財政状況」の情報が明らかになります。</p> <p>しかしながら、「面整備および普及状況と下水道使用料の推移」、「公共下水道整備推進計画」、「下山川・森戸川の水質(の推移)」、「下水道台帳システム」などを関連づけ、一元的に公表することはできません。</p>
2	<p>質問だが、公共下水道事業を公営企業会計に移行することと、下水道整備事業を民間委託することとどういう関連があるのか？</p>	<p>官民連携事業を活用した下水道未普及区域の早期解消に向けた取り組みとして葉山町下水道整備事業民間導入調査委託を実施しており、公営企業会計に移行することと直接的な関連はありません。</p>

3	<p>数年前より我が家角にある側溝からは、戸別の家庭からの排水が原因と見られる異臭がして、たいへん迷惑している。一刻も早い解決を期待、お願いしたい。町条例を新規に作って、ある程度調査できる体制を。</p>	<p>公共下水道処理区域内の未接続家屋に対する普及啓発活動を推進してまいります。また、関係各課と協議して、今後の業務の参考とさせていただきます。</p>
4	<p>この条例制定の背景根拠である総務省通達要請は何年何月のものですか。</p>	<p>平成27年1月27日付け総財公第18号「公営企業会計の適用の推進について」の総務大臣通知により要請されています。</p>
5	<p>地方公営企業法に於いて地方公営企業の特別会計における経費は、原則として当該地方公営企業の経営に伴う収入を以って充てるという独立採算原則です。</p> <p>その経費を収入(料金)によって賄うため企業経営ベースによって行うことが出来る活動が条件です。</p> <p>採算割れが下水道料金値上げとなることに断固反対です。</p>	<p>法適化に伴い導入される企業会計方式では、期間収益計算により費用を把握します。このことにより使用料収益に対する費用を明確化することができますので、より適正な使用料の対象原価が算定できると考えております。</p> <p>下水道使用料の値上げを前提として、公営企業会計への移行を進めているものではありません。</p>
6	<p>公共下水道事業を公営企業会計へ移行サジェスト＝総務省通達要請に葉山町は渡りに船なのか、便乗、乗り遅れを恐れるあまり形振りかまわず跳び乗ったか判断出来ませんが、粗っぽい安易条例制定は将来に禍根を残します。</p> <p>役場財政課は歳入歳出予算、決算、財政状況公表を官公庁会計方式で行っています。</p> <p>今の財政課の対処手腕、力量からみて公営企業会計方式を採り入れる余力は残っていますか。従来の官公庁会計方式を弱体化しては元も子もありません。虻蜂取らず、二兎追うものは一兎も得ず両方式共パーになることを心配しています。</p> <p>とは云うものの21世紀は「水と食糧とエネルギー」の確保競争の世紀と言われています。平穏な日常生活、暮しの中で水のあ</p>	<p>平成27年1月に人口3万人以上の市町村は、平成32年4月までに公共下水道事業を公営企業会計へ移行するよう国(総務省)から要請があり、そこでは、人口減少社会等の厳しさを増す経営環境を踏まえ、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むために、公営企業会計の適用を推進することとされました。</p> <p>下水道は住民生活に欠かせないライフラインであり、将来にわたって維持していかなければならない社会資本です。また、資産の規模が大きいため整備や維持管理を適正に行いながら、これからも安心してご利用いただくためには、経営状況を的確に把握し、安定した事業運営を行うことが必要です。</p> <p>このようなことから、健全な経営を推進するための取り組み</p>

<p>りがたさを忘れがちになります。そして水の怖さを思い知る災害が頻発しています。豊葦原の瑞穂の国の水と食糧とエネルギー、いつも考えています。特に水のインフラ、ライフライン（治水、水源）確保をいつも考えています。町民、県民のひとりとして地方税（町民税、県民税）のうち水源確保のため 1000 円県民税にプラスして納税しています。</p>	<p>として平成 30 年 4 月 1 日から下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用するために準備を進めています。</p> <p>条例案の作成にあたりましては、「地方公営企業法の適用に関するマニュアル（総務省）」、「下水道事業における公営企業会計導入の手引き（公益社団法人日本下水道協会）」や先進自治体の条例を参考に作成しております。</p> <p>また、移行事務及び法適用後に日常業務を行う際には、適切な事業運営を行っていくため、公営企業会計等に関する知識が必須となります。そこで、法適用に際し、担当職員、関係各課の職員の知識向上のため、研修を実施しています。職員研修については、今後も内容に応じて、対象職員と開催時期を考慮し、機会を捉えて随時実施していきます。</p>
--	---